

宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
(みやぎ型管理運営方式)  
実施方針（素案）に関する説明資料

宮城県

令和元年9月2日

# 概要

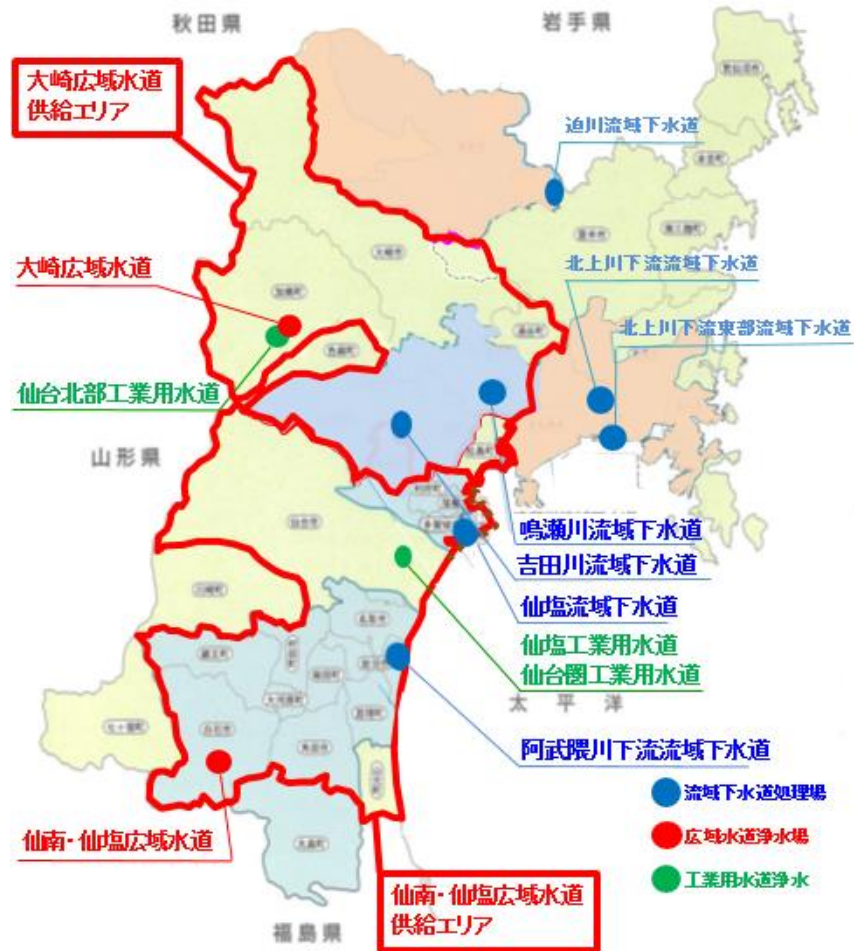
# 概要①

## 【対象事業】（資料編5ページ）

事業名		運営権設定対象施設
水道用水供給事業	大崎広域水道用水供給事業	水道法に基づく左記事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
	仙南・仙塩広域水道用水供給事業	水道法に基づく左記事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	工業用水道事業法に基づく左記事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
	仙台圏工業用水道事業	工業用水道事業法に基づく左記事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
	仙台北部工業用水道事業	工業用水道事業法に基づく左記事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	下水道法に基づく左記事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
	阿武隈川下流流域下水道事業	下水道法に基づく左記事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
	鳴瀬川流域下水道事業	下水道法に基づく左記事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
	吉田川流域下水道事業	下水道法に基づく左記事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

# 概要②

【みやぎ型管理運営方式区域図】



## みやぎ型管理運営方式 対象9事業

(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

### ● 水道用水供給事業 (2事業)

大崎広域水道事業  
仙南・仙塩広域水道事業

### ● 工業用水道事業 (3事業)

仙台北部工業用水道事業  
仙塩工業用水道事業  
仙台圏工業用水道事業

### ● 流域下水道事業 (4事業)

仙塩流域下水道事業  
阿武隈川下流流域下水道事業  
鳴瀬川流域下水道事業  
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業 (3事業)

北上川下流流域下水道事業  
迫川流域下水道事業  
北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

## 概要③

### 【事業契約、運営権】（資料編4ページ）

- 一体的な運営を図るため、契約書は1つとする。
- 運営権は9事業ごとに設定し、運営権は9つとする。

運営権を1つとして登録する場合、自然災害等により一部事業解除が生じた際に運営権の再設定が必要となり、実施契約の維持が困難となることから、運営権を9つとする。

- 運営権設定施設は9事業の事業用資産の一式（管路等\*を除く）とする。

\*場外の管路、マンホール、マンホール蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

### 【業務分担】（資料編10ページ）

分類		主要設備	管路及び管路附属設備等		構造物	
		浄水場、処理場の設備	管路、マンホール、ハンドホール、弁きよ、鉄蓋、マンホール蓋、管路上の手動弁、水管橋及びトンネル	制御室、テレメータ室内の設備	土木構造物、建築物	建築附属設備
運営権設定対象		運営権設定対象	県所管	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象
維持管理	運転	民	—	民	—	民
	保守点検、修繕	民	県	民	民	民
改築	改築	民	県	民	県	民

## 概要④

### 【性能発注】

- 性能発注を基本とする。運営権者は、自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め、適切に施設運営を行う。

### 【事業の費用負担】

- 運営権者は、以下及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担する。
- 例外：流域下水道事業の改築に係る費用（実費精算）、法令等変更又は県の計画変更による新たな設備投資に係る費用（県負担）

### 【事業期間】

- 令和4年1月1日（予定）から20年間
- 不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者の協議により5年の範囲内で両者が合意した期間だけ延長することができる。

### 【職員の派遣】

- 県は職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて検討する。

### 【運営権対価】 （事業者選定における競争条件としない。）（資料編21ページ）

- 設定方法：事業開始時の一括支払い・固定額。9事業ごとに設定。
- 対価の額：補償金免除の繰上償還可能な企業債残高相当額（+α）程度。シミュレーションにより今後決定。

## 概要⑤

### 【事業者選定における競争条件】（資料編21ページ）

#### ■ 運営権者収受額の提案

- 事業の実施に必要な額。9事業ごと20年間分の合計額。
- 県が設定する上限の範囲内。

#### ■ 県の設定額（上限）

- 県が運営を継続した場合の費用の内、運営権者に委ねる費用額 × 削減率

### 【運営権者収受額の改定】（資料編26ページ）

#### ■ 定期改定

- 実施時期：概ね5年に1度（県が行う料金等の定期改定に併せて実施）。
- 改定内容：需要変動・物価変動・法令変更等、及び契約時点で予測困難な事業環境の変化を反映
- 需要変動・物価変動の反映方法：予め定めた算定式を用いて反映（詳細検討中。実施契約書（案）に記載予定）

#### ■ 臨時改定

- 実施時期：著しい事業環境の変化があった場合。
- 改定内容：需要変動（工水）・物価変動（上・工・下水）・動力費変動（下水）・法令変更等、及び契約時点で予測困難な事業環境の変化を反映。
- 需要変動・物価変動の反映方法：予め定めた算定式を用いて反映（詳細検討中。実施契約書（案）に記載予定）

#### ■ 料金等の改定は、県が行う。

## 概要⑥

### 【リスク分担】（資料編41ページ）

■ 本事業の実施に係るリスクは、原則として運営権者が負担。県がリスクを負担する場合は以下のとおり。

- 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用（小規模なものは運営権者）
- 運営権設定対象施設の物理的な瑕疵（本事業開始後1年に限り運営権者は県に協議を申し入れることができる）
- 特定法令等変更による新たな設備投資に係る費用
- 特定条例等変更による運営権者に生じた損失
- 著しい需要変動（工水）・著しい物価変動（上・工・下水）・著しい動力費変動（下水）
- 施設由来の第三者損害
- 県が遂行する業務に起因する事象

### 【モニタリング】

■ 以下の3段階のモニタリング体制を構築（現在検討中。詳細はモニタリング基本計画書に記載予定）

- 運営権者によるセルフモニタリング
- 県によるモニタリング
- 第三者委員会によるモニタリング

### 【ペナルティ】

■ 運営権者の責めに帰す事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（ペナルティ）を課す。



## 概要⑦

### 【解除事由】

- 解除事由は以下のとおり（運営権者事由解除以外は、一部事業のみの解除がありうる。）

	解除又は終了事由	解除又は終了後の措置
運営権者事由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営権者における実施契約上の義務違反等が生じた場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営権者は、契約解除違約金を県に支払う。</li></ul>
県事由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県における実施契約上の義務違反が生じた場合</li><li>・ 公益上やむを得ない必要が生じた場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県は、残存期間に相当する運営権対価を返還する。</li><li>・ 県は、契約解除違約金を運営権者に支払う。</li></ul>
不可抗力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不可抗力事象を原因とし、事業の再開が著しく困難な場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県は、残存期間に相当する運営権対価を返還する。</li><li>・ 損害は各自で負担する。</li></ul>
特定法令等変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定法令等の変更により運営権者が本事業を継続することができなくなった場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県は、残存期間に相当する運営権対価を返還する。</li><li>・ 損害は各自で負担する。</li></ul>